

（随意契約に係る手続）

第129条の2 令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する規則で定める手続は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 市長は、毎年度定期及び随時に、契約の発注見通しを公表するものとする。
 - (2) 市長は、契約を締結する前において、次に掲げる事項を公表するものとする。
 - ア 契約の内容
 - イ 契約の相手方の決定方法及び選定基準
 - ウ 申請方法
 - (3) 市長は、契約を締結した後において、次に掲げる事項を公表するものとする。
 - ア 契約の内容
 - イ 契約の相手方の氏名及び住所（法人の場合にあっては、名称及び代表者の氏名並びに住所）
 - ウ 契約の相手方とした理由
- 2 前項各号の規定による公表は、水戸市ホームページへの掲載その他適当な方法により行うものとする。

（平25規則15・追加）